

●香川県監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年9月21日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
水資源対策課	平成19年5月17日
交通政策課	平成19年6月4日
統計調査課	平成19年6月7日
自治振興課	平成19年6月8日
選挙管理委員会事務局	〃
情報政策課	平成19年6月13日
東京事務所	平成19年6月15日
政策課（予算調整室）	平成19年7月19日
小豆総合事務所	平成19年8月23日
出納局	平成19年8月24日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

該当事項なし

(3) 検討指示事項

未利用地の処理について

未利用地については、今後も県土地開発公社等の所有しているものを含め、その活用の検討を行うとともに、利用計画が見込めないものは、今後の地価動向などを見極めながら、適正価格による処分を推進し、県財政の財源確保に資するよう努められたい。（政策課）